

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部改正について

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が平成25年5月31日に公布され、平成27年10月5日から国民への個人番号の通知が始まる。

番号法では、個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」として、厳格な保護措置を講ずることとされている。地方公共団体についても、同様の措置を講ずることとされており、本組合における「特定個人情報」の取扱いについて定めるため、個人情報保護条例を改正するものである。

2 主な改正内容

(1) 「特定個人情報」等の用語の定義付け

(2) 「特定個人情報」の目的外利用

「特定個人情報」は、通常の個人情報と比べて強力な識別機能を含むことから、通常の個人情報よりも厳格な目的外利用の制限を定める。

情報種別	目的外利用の制限
通常の個人情報	実施機関の内部利用や統計、研究目的のときなどに目的外利用ができる。
特定個人情報	生命、身体、財産保護のために、本人の同意があるとき又は本人の同意が困難であるときのみ目的外利用ができる。

(3) 「特定個人情報」の開示等に係る手続

自己の「特定個人情報」の開示、訂正、利用停止等が容易に行えるよう、本人の任意代理人についても開示請求等ができることとした。

情報種別	開示等の請求権
通常の個人情報	本人、未成年又は成年被後見人の法定代理人
特定個人情報	本人、本人の任意代理人

(4) その他所要の整理

3 施行期日

平成27年10月5日から施行することとする。

番号法において、平成27年10月5日から個人番号の通知が始まることに伴い、同日から施行するものである。